

制定 平成 23 年 3 月 27 日

拝島駅南口地区まちづくり委員会 会則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は、拝島駅南口地区まちづくり委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局を拝島駅前商店会に置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、まちづくりの理念である「ぶらぶら歩きのここちよいまち・拝島」を目標に、にぎわい、ふれあいのあるまちづくりを推進し、持続的にまちの質を高めることを目的とする。

(活動区域)

第 3 条 活動区域は、第 5 条（1）から（5）に挙げた団体の活動する区域とする。

(活動内容)

第 4 条 委員会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 「拝島駅南口地区まちづくりガイドライン」の運用、周知および改訂に関すること。
- (2) 区域内のまちづくり活動全般に関すること。

(組織)

第 5 条 委員会は、次の（1）から（5）に挙げた団体（以下「関係団体」という。）より推薦された 1 名ないし 2 名のものをもって構成する。

- (1) 拝島駅前自治会（昭島市）
- (2) 松原自治会（昭島市）
- (3) 武蔵野町会（福生市）
- (4) 拝島駅前商店会（昭島市）
- (5) 熊川武蔵野商栄会（福生市）

(委員の任期と役割)

第 6 条 委員の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。任期途中で退任する場合、その委員の推薦した関係団体は、代替りのものを推薦するものとし、そのものの任期は前任者の残りの任期とする。

2 委員は、所属する関係団体を代表する。

3 委員は、委員会で決したことについて所属する関係不団体に報告し、関係団体に意見があるときは、委員会で述べることができる。

(役員とその役割)

第 7 条 委員会には、役員として委員長 1 人、副委員長 1 人、会計を 1 人置く。

- 2 役員の任期は委員の任期とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の職務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、委員会の会計を担当し、会計年度終了後、30日以内に会計報告を作成し委員会に報告する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(経費)

第9条 委員会の経費については、会費、助成金等をもって充てる。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

(会則の改訂)

第11条 本会則を改訂するときは、委員会で協議のうえ、関係団体の同意を得なければならない。

(その他)

第12条 本会則の施行に必要な細則は別に定める。

付則

この会則は、平成23年7月14日から施行する。